二　法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する営業時間以外の時間に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一営業日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五～七　［略］

3　法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該営業所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

［一・二　略］

4　法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する場合

三　銀行のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

5　法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［号を削る。］

二　法第十五条第一項に規定する銀行の休日に、業務の全部又は一部を営む銀行の営業所において、当該休日における現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による業務の全部又は一部を休止する場合

三　銀行の無人の営業所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

四～六　［同上］

3　法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して営業所の店頭に掲示しなければならない。

［一・二　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

5　［同上］

一　［同上］

二　第二項第四号に該当する場合

三　休業期間が一営業日以内で、営業が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　法第十六条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～六　略］

七　他の事業者等の現金自動支払機その他の金融庁長官が別に定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

［八～二十六　略］

［2～6　略］

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第三十四条の十四の五　銀行持株会社は、法第五十二条の二十一の二第二項の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［三～七　略］

2　［略］

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　［略］

2　［略］

3　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたとき、又は同号の規定による休日の届出をしたときは、次に掲げる事項を当該承認又は届出に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　略］

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三　［同上］

［一～六　同上］

七　他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

［八～二十六　同上］

［2～6　同上］

（グループに属する会社に共通する業務を行うことについての認可の申請等）

第三十四条の十四の五　［同上］

一　［同上］

二　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。第四号において同じ。）につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

［三～七　同上］

2　［同上］

（特定銀行代理業者の休日の承認の申請等）

第三十四条の五十四の二　［同上］

2　［同上］

3　特定銀行代理業者は、令第十六条の七第二項第二号の規定による休日の承認を受けたときは、次に掲げる事項を当該承認に係る営業所又は事務所の店頭に掲示するものとする。

［一・二　同上］